

産業廃棄物を 排出される 事業者の皆様へ

廃棄物の処理責任は、排出事業者にあります。
うつくしいふくしまの環境を未来の世代へ継承するために適正に処理するとともに、減量化・再生利用に努めましょう。



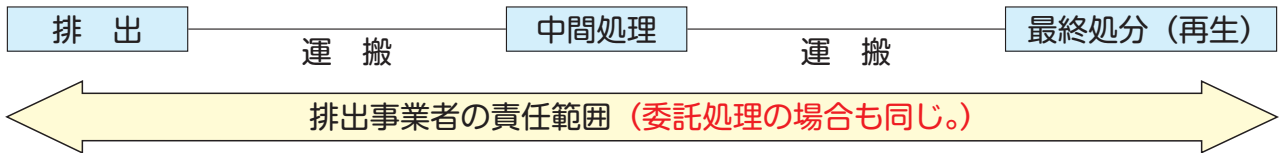
ふくしまから
はじめよう。

Future From Fukushima.

福島県

I 事業者の責任と義務

- 廃棄物の排出者（排出事業者）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）と関係法令に従って、事業活動に伴って排出した廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません。（排出事業者責任）
- また、排出した廃棄物の再生利用等を行い、その減量に努めるとともに、国、県、市町村の施策に協力しなければなりません。
- 処理を業者に委託した場合でも、期限までのマニフェスト回付確認、必要に応じた現地確認等を行わなければなりません。



1 産業廃棄物保管基準

排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、省令で定める基準に従い保管しなければなりません。

2 委託基準等

排出事業者は、産業廃棄物を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければなりません。また、委託した産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

3 産業廃棄物処理基準

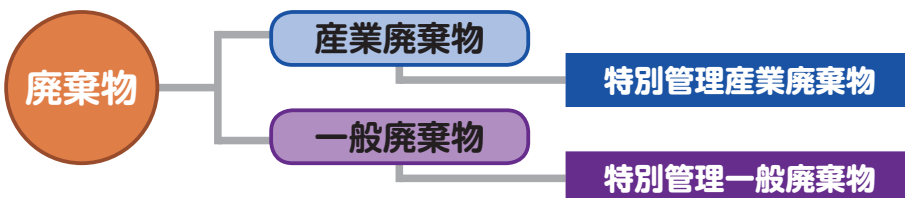
排出事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、政令で定める基準に従わなければなりません。

【参考】

- 排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト（環境省作成）
（インターネットで 福島県産業廃棄物課 ホームページの「排出事業者の方へ」を参考にしてください）

II 廃棄物とは

1. 「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に分けられます。
2. 「産業廃棄物」とは、事業活動に伴って発生した廃棄物で、次表の20種類をいい、更に、毒性や感染性等を有するものは「特別管理産業廃棄物」に区分されます。
3. 「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、このうち毒性や感染性を有するものは「特別管理一般廃棄物」に区分されます。



産業廃棄物の分類

区分	種類	具 体 例	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃掃出物、その他の焼却残さ	
	(2) 汚 泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	
	(3) 廃 油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	
	(4) 廃 酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	
	(5) 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液	
	(6) 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等、固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	
	(7) ゴムくず	生ゴム、天然ゴムくず	
	(8) 金属くず	鉄鋼又は非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	
	(9) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず、廃石膏ボード等	
	(10) 鉱さい	鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等	
	(11) がれき類	工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	
	(12) ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、DXN対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	
	(14) 木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等（あらゆる事業活動に伴うものが該当）	
	(15) 繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	
	(16) 動植物性残さ	食品品製造業、医薬品製造業及び香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣の内臓等あらゆる固形状の不要物	
	(17) 動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	
	(18) 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	
	(19) 動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	
(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（13号廃棄物と呼ばれている。例えばコンクリート固型化物）			
特別管理産業廃棄物	特定有害産業廃棄物	① 廃 油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類
		② 廃 酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸
		③ 廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ
		④ 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液の付着した注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物
	⑤ 廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物	廃PCB及びPCBを含む廃油、PCBが塗布された紙くず、PCBが付着し、若しくは封入された廃プラスチック類及び金属くず、廃PCB等・PCB汚染物を処分するために処理したもの	
	⑥ 廃水銀等	水銀回収施設等で生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀若しくはその化合物が含まれているもの又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀で、環境省令で定める基準に適合しないもの	
	⑦ 廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿等	
	⑧ 有害産業廃棄物等	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん又は上記20に掲げる産業廃棄物のうち一定のものであって、環境省令で定める基準に適合しないもの	

Ⅲ 産業廃棄物の保管

産業廃棄物を排出する事業者は、その産業廃棄物が運搬されるまでの間は、一定の技術上の基準に従って、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければなりません。

- (1) 周囲に囲い（囲いに荷重がかかる場合は、その荷重に耐えられる構造のもの）が設けられていること。
- (2) 見やすい箇所に産業廃棄物の保管場所であることを表示した掲示板（縦及び横それぞれ60センチ以上）が設けられていること。
- (3) 保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合には、公共用水域及び地下水の汚染防止に必要な排水溝等の設備を設けること。
- (4) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、積み上げられた産業廃棄物が以下に掲げる①～②の基準の高さを超えないようにすること。
 - ① 廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下
 - ② 廃棄物が囲いに接する場合は、囲いの内側2メートルは囲いの高さより50センチ以下、2メートル以上内側は2メートル線から勾配50%以下
- (5) 保管の場所には、ネズミが生息し及び蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。
- (6) 石綿含有産業廃棄物は、その他のものと混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずるとともに、覆いを設け、梱包すること等飛散の防止に必要な措置を講ずること。

※石綿含有産業廃棄物：石綿スレート等の外装材、床タイル等（工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずる産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）
- (7) 水銀使用製品産業廃棄物は、その他のものと混合しないよう仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

※水銀使用製品産業廃棄物：水銀使用製品が廃棄物となったもの（ボタン電池、医療用計測器類、工業用計測器、蛍光灯、水銀スイッチ・リレー、ワクチン保存剤（チメロサル）等）

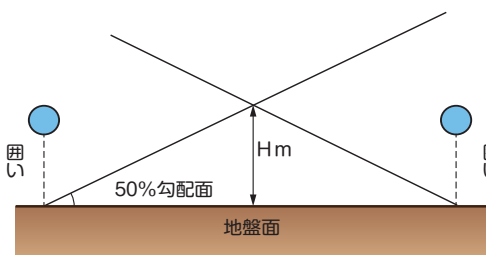
掲示板の例

（屋外で容器を用いずに保管する場合は最大保管高さも記載）

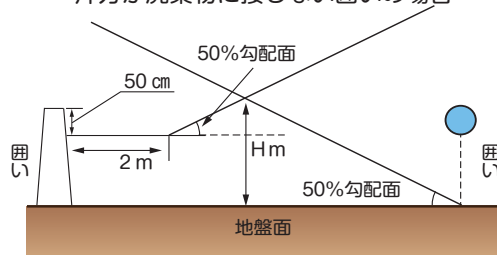
産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	〇〇工業(株) 代表取締役 〇〇 〇〇 〇〇市△△区□□町1番地 管理部 ×× ×× TEL
産業廃棄物の種類	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む)
最大保管高さ	1.8 m

60cm以上

両方が廃棄物に接していない囲いの場合

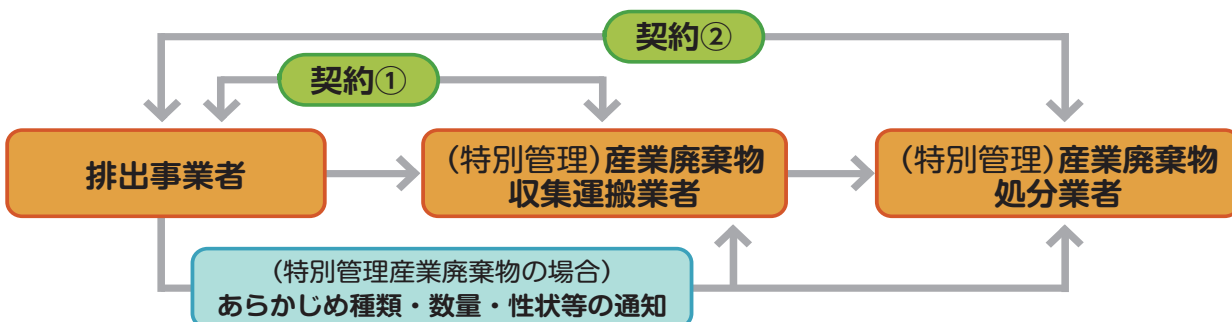


片方が直接負荷部分の囲い(左)、片方が廃棄物に接しない囲いの場合



Ⅳ 処理の委託

産業廃棄物の処理を委託する場合には、次の手順に従って適正に委託してください。



■産業廃棄物の処理を委託する場合の注意点

- (1) 収集運搬業者、処分業者とそれぞれが別個に契約をすること（三者契約の禁止）。
- (2) 契約相手方が、委託しようとする産業廃棄物を処理できることを確認すること。
- (3) 委託契約は所定の事項を記載した書面により行うこと。
- (4) 委託契約書には、産業廃棄物収集運搬業や処分業の許可証の写し、再生利用業に関する認定証の写し等を添付すること。
- (5) 委託契約書は契約終了の日から5年間保存すること。

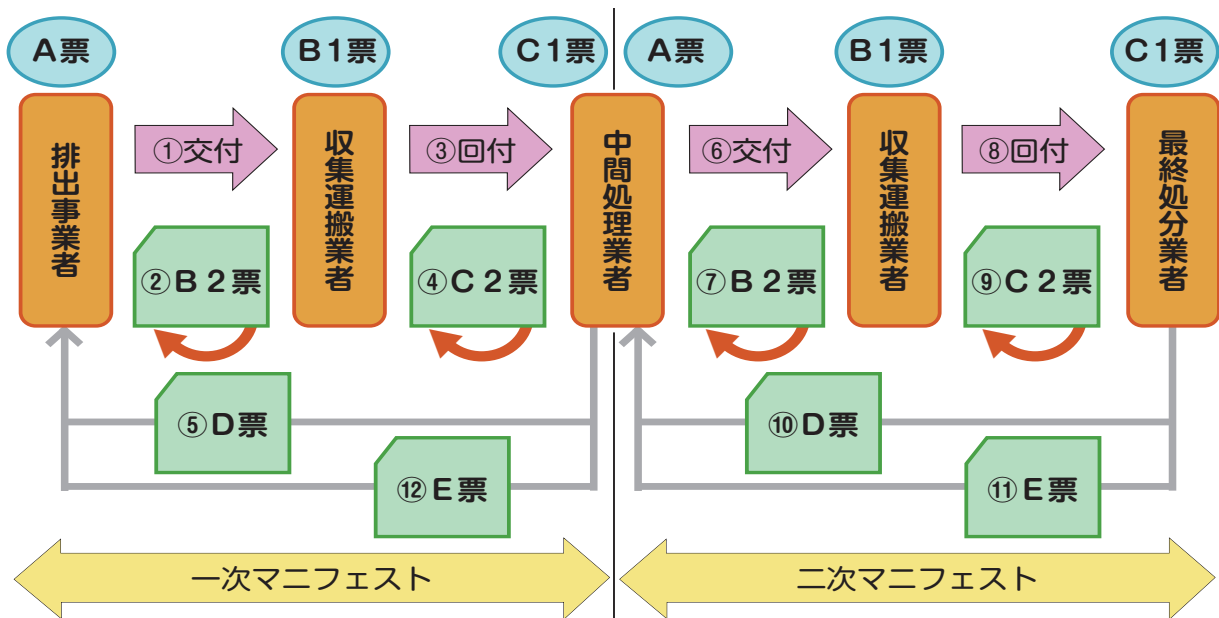
※受託した処理業者は、再度、その処理を他人に委託することは原則として禁止されています（再委託の禁止）。

V 産業廃棄物管理票(マニフェスト)



産業廃棄物の処理を委託するには、委託契約書を書面で締結するとともに、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。産業廃棄物管理票の基本的な流れは以下のとおりです。

なお、国や県では、従来の紙伝票によるマニフェストに替え、インターネットを使用した電子マニフェストの使用を推進しています。



■産業廃棄物管理票を交付する場合等の注意点

- (1) 排出事業者は、産業廃棄物の引き渡しと同時に運搬受託者（処分のみを委託する場合は処分受託者）に管理票を交付すること。
- (2) 廃棄物の種類ごと、運搬先ごと、車両ごとに交付すること。
- (3) 収集運搬業者、処分業者は受託した処理を終了したときは、管理票の写しを10日以内に排出事業者へ送付すること。
- (4) 排出事業者等、管理票を交付した者は、管理票の写しを送付された日から5年間保存すること。
- (5) 排出事業者は、管理票交付の日から
 - ・90日（特別管理産業廃棄物に係る管理票にあつては60日）以内に写しの送付を受けないとき
 - ・180日以内に最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けないときには、委託した産業廃棄物の処理状況を把握するとともに、生活環境保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講じ、講じた内容等を知事に届け出ること。

※必要な措置の例：委託した産業廃棄物が処分されずに放置されていた場合に、委託契約を解除し、他の業者に委託する。

- (6) 管理票を交付した者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間に交付した管理票の交付等の状況を、当該事業場（事務所、排出現場等）を管轄する都道府県知事等に報告しなければなりません。（産業廃棄物管理票交付等状況報告制度）

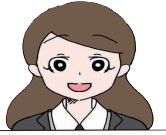
産業廃棄物管理票(マニフェスト) A票

(記入例)

交付年月日	平成30年〇月〇日	交付番号	00123456	整理番号		交付担当者	氏名 福島 太郎	
事業者 (排出者)	氏名又は名称 株式会社〇〇〇			事業場 (排出事業場)	名称 株式会社〇〇〇 △△工場			
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 ×××-××××-×××× 福島県〇〇〇〇〇……				所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 ×××-××××-×××× 福島県〇〇〇〇〇……			
産業廃棄物	<input checked="" type="checkbox"/> 種類(普通の産業廃棄物)			<input type="checkbox"/> 種類(特別管理産業廃棄物)		数量(及び単価)	荷姿	
	<input type="checkbox"/> 燃えがら	<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> 引火性廃油	<input type="checkbox"/> 燃えがら(有害)	8 m ²		フレコン	
	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> ガラスくず・陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害)	<input type="checkbox"/> 廃油(有害)	産業廃棄物の名称 廃ビニール包装			
	<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 鋳さい	<input type="checkbox"/> 強酸	<input type="checkbox"/> 汚泥(有害)	有害物質等		処分方法	
	<input type="checkbox"/> 廃酸	<input type="checkbox"/> がれき類	<input type="checkbox"/> 強酸(有害)	<input type="checkbox"/> 廃酸(有害)	なし			
	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害)	備考・通信欄			
	<input checked="" type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害)	<input type="checkbox"/> ばいじん(有害)				
	<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> ばいじん	<input type="checkbox"/> 感染性廃棄物	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害)				
	<input type="checkbox"/> 木くず	<input type="checkbox"/> 13号廃棄物	<input type="checkbox"/> PCB等	<input type="checkbox"/>				
	<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 廃石綿等	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/> 動植物性残さ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 指定下水汚泥	<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> コムくず	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 鋳さい(有害)	<input type="checkbox"/>					
中間処理 産業廃棄物	管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号) <input type="checkbox"/> 委託契約書のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
最終処分 の場所	名称/所在地/電話番号 <input checked="" type="checkbox"/> 委託契約書のとおり <input type="checkbox"/> 当欄記載のとおり							
運搬受託者	氏名又は名称 株式会社△△運輸			運搬先事業場 (処分事業場)	氏名 株式会社□□産廃 △△工場			
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 ×××-××××-×××× 福島県△△△△……				所在地 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 ×××-××××-×××× 福島県□□□□……			
処分受託者	氏名又は名称 株式会社〇〇〇			積 又 は 保 管 替 え	氏名			
	住所 〒〇〇〇-〇〇〇〇 電話番号 ×××-××××-×××× 福島県〇〇〇〇……				所在地 〒 電話番号			
運搬担当者	氏名		運搬 終了年月日	平成 年 月 日	有価物拾集量	数量(及び単価)		
処分担当者	氏名		処分 終了年月日	平成 年 月 日	最終処分 終了年月日	平成 年 月 日		

電子マニフェスト制度

電子マニフェストは、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りします。情報処理センターは(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが指定されており、電子マニフェストの運営を行っています。電子マニフェストを利用することで、産業廃棄物管理票の交付等の状況報告書の提出が不要となるなどのメリットがあります。(インターネットで「JWNET」と検索)



VI 排出事業者の遵守すべきその他の事項の概要 責任と義務

事項	廃棄物処理法	条 例
責任者の設置 (法第12条の2第8項) (条例第6条第2項)	特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。	産業廃棄物を排出する事業者は、産業廃棄物管理責任者を置かなければなりません。
産業廃棄物の減量化等に関する計画 (法第12条第9項) (法第12条の2第10項) (条例第7条第1項)	前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物は50トン以上)の場合→多量排出業者に該当し、(特別管理)産業廃棄物処理計画を6月30日までに県又は中核市へ提出しなければなりません。	前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の場合 →指定排出業者に該当し、産業廃棄物管理計画を6月30日までに県へ提出しなければなりません。
産業廃棄物保管の届出 (法第12条第3項) (条例第9条第1項)	排出事業者が自ら建設工事で生じる産業廃棄物を排出事業場の外で300m ² 以上の保管場所に保管する場合、事前に県又は中核市へ届出をしなければなりません。	排出事業者が自ら排出事業場以外の場所に産業廃棄物を保管する場合、事前に県へ届出をしなければなりません。
運搬車の表示等 (法第12条第1項) (条例第12条第2項)	排出者が自ら産業廃棄物を運搬する場合、車体の両側面に産業廃棄物運搬車であること及び事業者名を表示しなければなりません。また、運搬する廃棄物の数量等を記載した書類を常時携帯しなければなりません。	排出者が自ら産業廃棄物を運搬する場合、産業廃棄物処理票の交付等を行わなければなりません。

■建設工事に伴い生ずる廃棄物の排出事業者について

平成22年に建設工事から出る廃棄物の排出事業者を元請業者に一元化する廃棄物処理法の改正が行われました。

なお、元請業者との書面による一定の契約がある場合に、以下の(1)～(5)までの全てを満たす廃棄物の運搬を行うときは、下請負人を排出事業者とみなし、当該下請負人は所定の書面を備え付けの上で廃棄物処理業の許可を受けずに運搬できることとされています。



- (1) 次のア、イのいずれかに該当する工事に伴い生ずる廃棄物であること。
 - ア 解体工事、新築工事又は増築工事以外の建設工事（維持修繕工事）であって、その請負代金の額が500万円以下の工事
 - イ 引渡しがされた建築物その他の工作物の瑕疵の補修工事であって、その請負代金相当額が500万円以下の工事
- (2) 特別管理廃棄物以外の廃棄物であること。
- (3) 一回あたりに運搬される量が1 m³以下であることが明確な運搬容器を用いて運搬するものであること。
- (4) 当該廃棄物を生じる事業者の所在地の属する都道府県又は隣接する都道府県の区域内に存し、元請業者が所有権又は使用する権限を有する施設（積替え又は保管の場所を含む。）に運搬されるものであること。
- (5) 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないものであること。

Ⅶ 放射性物質汚染対処特措法による規制について

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）が平成24年1月1日に施行され、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）は国が処理することとなります。

なお、特定廃棄物以外の汚染レベルの低い廃棄物は廃棄物処理法の規定が適用されます。

- ・ **対策地域内廃棄物**…汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（当該汚染廃棄物対策地域外へ搬出された廃棄物も含む。また、環境省令で定めるものを除く。）

※汚染廃棄物対策地域は、福島第一原発から半径20キロメートル圏内、葛尾村、浪江町、楡葉町及び飯館村並びに南相馬市及び川俣町の一部地域が指定されています（平成23年12月28日指定）。

- ・ **指定廃棄物**…水道施設、公共下水道・流域下水道、工業用水道施設、特定一般廃棄物処理施設又は特定産業廃棄物処理施設である焼却施設及び集落排水施設から生じた廃棄物であって、事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める要件（放射能濃度（セシウム134とセシウム137の合計値）が8,000Bq/kg以下であること。）に適合しないものとして、環境大臣が指定するもの。また、これ以外の廃棄物であっても、その廃棄物の占有者が調査した結果、環境省令で定める要件に適合しないと認められる場合には、環境大臣に指定廃棄物として指定することを申請することができます。

VIII

行政処分

産業廃棄物を適正に処理していない場合は、改善命令や措置命令（許可業者であれば当該許可の取消し）などの行政処分を科されることがあります。

また、次のような場合は、廃棄物処理法上、刑罰の対象となります。

- ①許可を受けずに産業廃棄物処理施設を設置したとき
- ②許可を受けずに他者の産業廃棄物の収集運搬や処分をしたとき
- ③改善命令や措置命令に従わないとき
- ④委託基準を守らないとき
- ⑤野外焼却（野焼き）や不法投棄を行ったとき
- ⑥県から求められた報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき
- ⑦立入検査を拒否したり妨害したとき
- ⑧産業廃棄物管理票に虚偽の記載をして交付したとき

なお、次のような場合は、放射性物質汚染対処特措法上、刑罰の対象となります。

- ①特定廃棄物や除去土壌（除染特別地域又は除染実施区域での除染等で生じた土壌）の不法投棄を行ったとき
- ②国から委託を受けた者等以外の者が特定廃棄物や除去土壌の処理を業として行ったとき

届け先及び問合せ先

機 関 名	所 在 地	電話番号	所轄する地域
県北地方振興局環境課	〒960-8670 福島市杉妻町2番16号	024-521-2722	二本松市、伊達市、本宮市、 伊達郡、安達郡
県中地方振興局環境課	〒963-8540 郡山市麓山1丁目1-1	024-935-1502	須賀川市、田村市、岩瀬郡、 石川郡、田村郡
県南地方振興局環境課	〒961-0971 白河市昭和町269	0248-23-1421	白河市、西白河郡、 東白川郡
会津地方振興局環境課	〒965-8501 会津若松市追手町7-5	0242-29-3908	会津若松市、喜多方市、 耶麻郡、河沼郡、大沼郡
南会津地方振興局 県民環境課	〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-2062	南会津郡
相双地方振興局環境課	〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30	0244-26-1237	相馬市、南相馬市、双葉郡、 相馬郡
いわき地方振興局 県民生活課	〒970-8026 いわき市平梅本15	0246-24-6203	

※福島市、郡山市及びいわき市は中核市であるため、各市にお問い合わせください。

発行者

福島県生活環境部 産業廃棄物課

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 電話024-521-7264(直通)

平成31年3月